

## 松山市地域振興構想策定支援業務委託仕様書

本仕様書は、松山市（以下「甲」という。）が委託する「松山市地域振興構想策定支援業務」に関して必要な事項を定めるとともに受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めるものである。

### 1 委託業務件名

松山市地域振興構想策定支援業務委託

### 2 業務対象区域

業務対象区域は、松山市全域とする。

### 3 業務目的

本市は、『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想に基づき、各地域の特色を生かした回遊性の高いまちづくりを進め、特にサブセンターゾーンの「忽那諸島」「北条地域」「三津浜地区」では、地域振興のための構想・計画を策定し、重点的な施策を実施してきた。また、「松山市地域におけるまちづくり基本構想」に基づき、まちづくり協議会などによる市民主体のまちづくりが市全体に広がっている。

こうした背景を踏まえ、本市の特色を生かした地域の賑わい創出の将来像を表す松山市地域振興構想（以下「構想」という。）を策定するものである。

本業務は、構想の策定に必要な調査分析や市民意見の反映を適切に行うことで、本市独自のビジョンを策定するとともに、策定後の周知啓発を効果的に実施することを目的とする。

### 4 適用基準等

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

### 5 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

※策定スケジュールは、別記1「地域振興構想策定概要」に示すとおり。

### 6 計画の概要

構想の構成及び期間は、次のとおりとする。

#### (1) 地域振興構想

本市における地域振興のためのビジョンを描くもので、期間を概ね10年とする。

#### (2) 実施計画

基本計画で定めた施策を推進するための事業を示すもので、期間を3年とし、ローリング方式で毎年度見直しを行う。

## 7 業務の内容

業務委託の内容は概ね以下のとおりとする。

### 【令和5年度 業務】

#### (1) 現状・将来動向の把握・分析

- ①社会情勢・時代の潮流の把握
- ②地域特性の整理(センターゾーンおよびサブセンターゾーン)
- ③「愛ランド里島構想」「風早レトロタウン構想」「三津浜地区活性化計画」の総括
- ④甲が構想策定に向けて実施する各地区のアンケート調査結果等の分析

#### (2) 市民等参加手法の検討及び実施支援

- ①各地域へのヒアリング(忽那諸島、北条地域、三津浜地域、久谷地域)  
※ヒアリングは、各地域で1回ずつ、各回20名程度の参加を想定
- ②具体的な市民参加手法の検討及び実施  
※上記ヒアリングと区別し、地域に限定しない形で実施することを想定

#### (3) 構想に関する調査・素案作成

構想の策定に必要な情報・データ等を整理した上で、年度内に構想素案を作成する。

全国に類のない『坂の上の雲』のまちづくりを踏まえた、全体方針を示すとともに、センターゾーン、サブセンターゾーンそれぞれの特色、特性を踏まえたゾーン毎のビジョンを描く。

- ①地域課題の分析と方向性
- ②地域の特色を生かした賑わい創出の基本方針と将来像
- ③各地域の将来予測(将来人口推計等)
- ④構想の体系(全体イメージ)

※各ゾーンの体系は大きく下記の分類を想定

- 地域の特色を生かしたビジョンや政策を掲げるゾーン  
北条風早、三津浜・梅津寺、忽那諸島、久谷・砥部
- 拠点施設の事業や既存計画(松山市中心市街地活性化基本計画、道後温泉活性化基本計画など個別計画)と連携するゾーン  
松山城周辺センターゾーン、総合公園、道後温泉

#### (4) 松山市地域振興構想策定懇話会 ※開催回数3回程度を予定

- ①懇話会の進行管理及び運營業務(進行管理、資料作成、議事録作成)

#### (5) その他

- ①庁内報告の運営支援・資料作成・会議録作成  
※報告回数3回程度を予定
- ②その他策定にあたり必要な業務

## 【令和6年度 業務】

### (1) 構想案の作成

- ①将来像の検討
- ②構成の検討
- ③各ゾーンのビジョン、政策の検討
- ④各課調書の取りまとめ
- ⑤構成の最終調整、文案作成の支援

### (2) 実施計画の調査

- ①計画の概要（性格・構成・期間）の検討
- ②策定に向けた各課取りまとめ方法の検討
- ③進行管理手法の検討

### (3) 市民周知方法の検討

- ①構想を若者から高齢者まで広く浸透させるための方法について検討
  - ②市民参加による冊子制作のワークショップの開催
- ※1回 20名程度

### (4) 市民意見公募手続の実施（パブリックコメント）

- ①市民意見公募手続実施への支援（応募意見の整理及び回答案作成等）

### (5) 冊子作成

市民に広く伝わり、活用しやすい構想の作成に係る、企画構成、デザイン、イラストの構成・加工、写真の加工、編集、図表・グラフ等の作成、校正、印刷、製本、データ作成等納品までの業務一式。

なお、冊子作成にあたっては、ユニバーサルデザイン（色覚バリアフリー等）に配慮したものとし、インキや用紙は環境に配慮したものを使用するとともに、冊子の印刷に使用する電力は、松山市グリーン電力証書を活用しその旨記載すること。グリーン電力証書については、以下のホームページで確認すること。

[https://www.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kurashi/seikatsu/kankyo/g\\_shousho.html](https://www.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kurashi/seikatsu/kankyo/g_shousho.html)

#### ①地域振興構想本体・概要版の印刷及び製本

- ・本体 A4サイズ 50ページ程度 フルカラー、両面印刷、中綴じ
- ・概要版 A4サイズ 8ページ観音折 フルカラー

ただし、本体及び概要版の企画・仕様や必要部数（下記「9 成果品」のとおり）について、乙から別途提案があった場合は、この限りでない。

### (6) その他

- ①市ホームページでの公開用資料作成

②庁内検討会議の運営支援・資料作成・会議録作成

※庁内検討会議の開催回数5回程度を予定

③その他、策定にあたり必要な業務

## 8 成果品

印刷原稿等は、コンパクトディスク等の電磁的記録媒体によるものとし、成果品はホームページ上での公開を前提に作成するものとする。

電子データは、甲が所有する機器及びソフトウェアで読み出し、閲覧、編集、出力できる形式とする。

令和5年度に実施した業務については、令和6年3月31日までに中間報告を行い、令和7年3月31日までに最終報告書を提出するものとする。

ただし、会議録等、甲の指定する業務については、業務終了後速やかに提出するものとする。

### 【令和5年度 成果品】

- ①業務報告書 原稿及び簡易製本 各1部
- ②基礎調査資料 1部
- ③構想（素案） 原稿及び簡易製本 各1部
- ④市民参加手法の実施報告書 1部
- ⑤ホームページでの公表資料等 一式
- ⑥関係資料 一式
- ⑦関係図面 一式
- ⑧その他必要資料 一式
- ⑨上記成果品の電子データ 一式

### 【令和6年度 成果品】

冊子及び概要版については、印刷用の版下を作成するとともに、市ホームページに掲載する電子データファイル（PDF）を作成すること。

また、広報紙等への掲載用に甲が指定するイラストや図表等の素材データを提供すること。

- ①業務報告書 原稿及び簡易製本 各1部
- ②ホームページ公表資料等 一式
- ③松山市地域振興構想 2,000部
- ④松山市地域振興構想概要版 17,000部
- ⑤その他必要資料 一式
- ⑥上記成果品の電子データ（CD-R） 一式

## 9 成果品の帰属等

本業務で履行した内容は、全て甲に帰属するものとする。乙は、成果品又は収集した資料を善良な管理の下5年間保存し、甲の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。

また、冊子を作成するにあたり、第三者（甲及び乙以外の者）が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、乙の責任において著作権処理等を行うこととし、乙が制作したデータやイラスト等の二次利用については、甲乙で別途協議をすることとする。

## **1 0 資料の貸与**

甲は、本業務の遂行上必要な資料で、甲が所有しているものについては、これを貸与する。

## **1 1 提出書類**

乙は、業務の実施にあたって次の書類を甲に提出し、承諾を得るものとする。変更が生じた場合も同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 業務主任届
- (3) 作業実施計画書
- (4) 業務工程表
- (5) その他甲が指示する書類

## **1 2 打合せ・協議**

乙は、業務の実施にあたっては、甲と打合せを綿密に行い、作業上の打合せ事項については、協議書又は打合せ記録を作成するとともに、進捗状況を随時報告するものとする。

## **1 3 再委託等の制限**

乙は、本業務の一部を再委託し、又は請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

## **1 4 機密の保持**

乙は、本業務において知り得た情報について、他に漏洩し、又は引用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

## **1 5 個人情報の保護**

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）を遵守するとともに、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## **1 6 疑義**

本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに甲と乙が協議の上、甲の指示に従うものとする。